令和２年度第１回大阪府立母子・父子福祉センター

指定管理者評価委員会議事概要（公表用）

開催日時：令和２年８月３１日　月曜日　午前10時００分から1１時30分

場所：大阪府赤十字会館303

出席委員：岩井　正彦　　　公認会計士岩井正彦事務所　公認会計士

植木　和彦　　　泉佐野法律事務所　弁護士

遠藤　和佳子 　関西福祉科学大学　社会福祉学部　社会福祉学科　教授

岡田　忠克　　　関西大学　人間健康学部　福祉と健康コース　教授

文能　照之　　　近畿大学　経営学部　キャリア・マネジメント学科　教授

会議の概要

１　開会

２　議事

（１）委員長の選出（及び委員長職務代理者の指名）について

（２）会議の公開・非公開について

（３）大阪府立母子・父子福祉センター指定管理者の評価について

（４）その他

３　閉会

主な意見等（○：委員（及び委員長）、●：事務局）

**議事(1)について**

●事務局）委員長の選出について、委員会規則第3条第１項で、「委員長は委員の互選」によって定めることとしているが、いかがか。

○委　員）ひとり親家庭や児童福祉に関連する専門分野の有識者でいらっしゃる、遠藤委員を推薦する。

○委　員）異議なし

○委員長）職務代理者について、福祉施策に関連する専門分野の有識者でいらっしゃいます岡田委員を指名したいが、いかがか。

○委　員）承諾

**議事(2)について**

○委員長）資料１および事務局の説明を踏まえ、当指定管理者評価委員会については「公開」としたいが、いかがか。

○委　員）異議なし

**議事(3)について**

●事務局）資料２：評価委員会によるモニタリング実施とその結果の活用について（今年度の流れについて）説明

　　　　　参考資料２：「評価票」構成(案)について説明

　　　　　資料３：評価項目・評価基準(案)について説明

●事務局）ご意見等いただきたい。

〇委　員）まず、指定管理者が福祉団体なので、こういった形での評価に慣れていないはず。

　　　　　今後長期間にわたり評価されるということを認識してもらうところからになるかと

思う。加えて、本年6月にオープンしたばかりであり、新型コロナウイルスの感染拡大が実施事業にも影響していることも考慮すべき。

　　●事務局）事務局としても、そのように認識している。

　　〇委　員）Ⅰ-１．-（１）施設の設置目的及び管理運営方針に沿った運営の評価基準について、参考資料５の事業計画と合致しないところがあるが、事業計画に合わせたほうが評価しやすいのではないか。

　　●事務局）事業計画に合致させる方向で検討する。

　　〇委　員）Ⅰ-2．-（２）障がい者・高齢者等への配慮の評価基準について、今年度の評価基準に含むかは別として、将来的には外国人への配慮も含むべきでは。

　　●事務局）府立母子・父子福祉センター（以下、「センター」とする）の利用状況を確認し、検討する。

　　○委　員）Ⅰ-３．-（１）利用者増加のための工夫について、指定管理者選定時にも出た意見だが、支援を必要とされる方に必要な情報が行き渡っているのか、ホームページの更新や新たな周知・広報活動実施状況について評価すべき。

　　●事務局）指定管理者選定時にもいただいていたご意見であり、評価基準(案)にも具体例として挙げている。指定管理者にも伝えており、新たな取組みを開始しているところ。

　　〇委　員）Ⅰ-３．-（２）利用者数について、今年度の目標数値はどのように設定するのか。新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮するのか。

　　●事務局）講習会等については、当初より定員等が決まっているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から定員減員等は考えられるため考慮が必要と考えてはいるものの、ここでの利用者数は各種相談事業の相談数（延べ人数）としている。目標値は、昨年の延相談人数に対して、6月15日事業開始のため、9.5ヵ月分を目標としている。

　　〇委　員）延べ人数では、同一人物が何度も相談されるなど、指標としては特定の利用者に偏る傾向にあるかと思う。サービス向上について客観的に評価するのであれば、実利用者数を指標とすべきではないか。

　　〇委　員）事業費に対してサービス内容が適切か否かの判断（単価見合いで評価）にも、実利用者数のほうが有効的ではないか。

　　●事務局）指定管理者にも確認し、実利用者数を指標とすることを検討する。

　　〇委　員）養育費相談を行っているが、相談件数に対して、実際に養育費確保につながった件数は何件か。弁護士への養育費相談については、ハードルが高い印象を抱いている方が多い。相談員が相談を受けた際に、弁護士へつなぐ等、養育費確保につながるよう取り組んでほしい。

　　●事務局）具体的にはどのような相談内容が多いのか、指定管理者に確認するとともに、弁護士等へつないだその後についてフォローアップできるよう考えていく。

　　〇委　員）Ⅲ-３．-（１）法人の運営状況について。この項目についても、指定管理者は自己評価も行うのか。

　　●事務局）そのとおり。指定管理者自身が、継続的・安定的運営の視点で、決算や監査結果を基に評価することとしている。

　**議事(4)について**

　●事務局）今後のスケジュールについて。

本日いただいたご意見等を踏まえ、評価票の評価基準（内容）を完成させる。

　　　　　　　2月に開催予定をしている、第2回評価委員会では、指定管理者及び施設所管課である当課にて行う評価についてご意見をいただく予定。

以上。